

前

(新 設)

稅 關 士 署 名 押 印	
------------------	--

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書（連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……平二十八・一・一以後開始連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
(197-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類「個別帰属額に関する書類」を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ⑧ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 ⑨ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(197-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (新 設)

後

分)
(平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用)

平成 年 月 日 税務署長 印 第 号 第 号 第 号 第 号 第 号		別添書類 一連番号	
所在地	事業種目	第 号グループ 第 号書	第 号グループ 第 号書
フリガナ	期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	整理番号	整理番号
通 結 法人名	経理責任者 自署押印	経理事業年度 (至)	経理事業年度 (至)
フリガナ	旧所在地及び 旧 法人名	売上金額	売上金額
代表者 自署押印	貸借対照表、損益計算書、 株主(社員)資本等変動計 算書又は損益処分表、 附記科目内訳明細書、事 業概況書、前繰再編成に 係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産 等の明細書	提出年月日	提出年月日
代表者 住 所	添付書類	申告区分	申告区分
通知書記 人名及び 新 税 務		通信日付印	通信日付印
		年 月 日	年 月 日

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367	368	369
370	37	

申告に係る届出書

引所得金額又は	十億	百万
---------	----	----

百万

[illegible]

稅 署	理 名	士 押 印	(日)
--------	--------	-------------	-----

育

分)

[illegible]

100 101 102

申告に係る届出書

別所得金額又 別欠損金額	十億	百万							
-----------------	----	----	--	--	--	--	--	--	--

百万

[illegible]

稅 理 士 署 名 押 印	
------------------	--

改 正 後	改 正 前
(198 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後 改 正 前

(198-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が協同組合等である連結法人の分)
(平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用)

(185-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

平成 年 月 日 税務署長殿

所在地 電話() -

事業種目

期末現在の資本の額又は出資金の額

経理責任者 自署押印

代表者 自署押印

代表者 住所

代表者 氏名及び親属

個別帰属 一連番号

整理番号

連結事業年度(至)

売上金額

届出年月日

申告区分 庁管区分 市町村区分

通信日付印 確認印

年 月 日 年 月 日

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

連結親法人が協同組合等である連結法人の分

平成 年 月 日 税務署長殿

所在地 電話() -

事業種目

期末現在の資本の額又は出資金の額

経理責任者 自署押印

代表者 自署押印

代表者 住所

代表者 氏名及び親属

個別帰属 一連番号

整理番号

連結事業年度(至)

売上金額

届出年月日

申告区分 庁管区分 市町村区分

通信日付印 確認印

年 月 日 年 月 日

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

連結親法人が協同組合等である連結法人の分

平成 年 月 日 税務署長殿

所在地 電話() -

事業種目

期末現在の資本の額又は出資金の額

経理責任者 自署押印

代表者 自署押印

代表者 住所

代表者 氏名及び親属

個別帰属 一連番号

整理番号

連結事業年度(至)

売上金額

届出年月日

申告区分 庁管区分 市町村区分

通信日付印 確認印

年 月 日 年 月 日

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

連結親法人が協同組合等である連結法人の分

平成 年 月 日 税務署長殿

所在地 電話() -

事業種目

期末現在の資本の額又は出資金の額

経理責任者 自署押印

代表者 自署押印

代表者 住所

代表者 氏名及び親属

個別帰属 一連番号

整理番号

連結事業年度(至)

売上金額

届出年月日

申告区分 庁管区分 市町村区分

通信日付印 確認印

年 月 日 年 月 日

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

連結親法人が協同組合等である連結法人の分

平成 年 月 日 連結事業年度分の申告に係る届出書

平成 年 月 日 連結事業年度分の申告に係る届出書

翌年以降 送付要否

税理士法第30条の書面提出有

平成 年 月 日 連結事業年度分の申告に係る届出書

平成 年 月 日 連結事業年度分の申告に係る届出書

翌年以降 送付要否

税理士法第30条の書面提出有

個別所得金額又は個別欠損金額	十	百	千	円	連結欠損金の繰戻しによる戻付金の個別帰属額	十	百	千	円
(イ)					11				
(ロ)					12				
第1連結法人税個別帰属額(24)					13				
第2連結法人税個別帰属額(25)					14				
第3連結法人税個別帰属額(26)					15				
第4連結法人税個別帰属額(27)					16				
第5連結法人税個別帰属額(28)					17				
第6連結法人税個別帰属額(29)					18				
第7連結法人税個別帰属額(30)					19				
第8連結法人税個別帰属額(31)					20				
第9連結法人税個別帰属額(32)					21				
第10連結法人税個別帰属額(33)					22				
第11連結法人税個別帰属額(34)					23				
第12連結法人税個別帰属額(35)					24				
第13連結法人税個別帰属額(36)					25				
第14連結法人税個別帰属額(37)					26				
第15連結法人税個別帰属額(38)					27				
第16連結法人税個別帰属額(39)					28				
第17連結法人税個別帰属額(40)					29				
第18連結法人税個別帰属額(41)					30				
第19連結法人税個別帰属額(42)					31				
第20連結法人税個別帰属額(43)					32				
第21連結法人税個別帰属額(44)					33				
第22連結法人税個別帰属額(45)					34				
第23連結法人税個別帰属額(46)					35				
第24連結法人税個別帰属額(47)					36				
第25連結法人税個別帰属額(48)					37				
第26連結法人税個別帰属額(49)					38				
第27連結法人税個別帰属額(50)					39				
第28連結法人税個別帰属額(51)					40				
第29連結法人税個別帰属額(52)					41				
第30連結法人税個別帰属額(53)					42				
第31連結法人税個別帰属額(54)					43				
第32連結法人税個別帰属額(55)					44				
第33連結法人税個別帰属額(56)					45				
第34連結法人税個別帰属額(57)					46				
第35連結法人税個別帰属額(58)					47				
第36連結法人税個別帰属額(59)					48				
第37連結法人税個別帰属額(60)					49				
第38連結法人税個別帰属額(61)					50				
第39連結法人税個別帰属額(62)					51				
第40連結法人税個別帰属額(63)					52				
第41連結法人税個別帰属額(64)					53				
第42連結法人税個別帰属額(65)					54				
第43連結法人税個別帰属額(66)					55				
第44連結法人税個別帰属額(67)					56				
第45連結法人税個別帰属額(68)					57				
第46連結法人税個別帰属額(69)					58				
第47連結法人税個別帰属額(70)					59				
第48連結法人税個別帰属額(71)					60				
第49連結法人税個別帰属額(72)					61				
第50連結法人税個別帰属額(73)					62				
第51連結法人税個別帰属額(74)					63				
第52連結法人税個別帰属額(75)					64				
第53連結法人税個別帰属額(76)					65				
第54連結法人税個別帰属額(77)					66				
第55連結法人税個別帰属額(78)					67				
第56連結法人税個別帰属額(79)					68				
第57連結法人税個別帰属額(80)					69				
第58連結法人税個別帰属額(81)					70				
第59連結法人税個別帰属額(82)					71				
第60連結法人税個別帰属額(83)					72				
第61連結法人税個別帰属額(84)					73				
第62連結法人税個別帰属額(85)					74				
第63連結法人税個別帰属額(86)					75				
第64連結法人税個別帰属額(87)					76				
第65連結法人税個別帰属額(88)					77				
第66連結法人税個別帰属額(89)					78				
第67連結法人税個別帰属額(90)					79				
第68連結法人税個別帰属額(91)					80				
第69連結法人税個別帰属額(92)					81				
第70連結法人税個別帰属額(93)					82				
第71連結法人税個別帰属額(94)					83				
第72連結法人税個別帰属額(95)					84				
第73連結法人税個別帰属額(96)					85				
第74連結法人税個別帰属額(97)					86				
第75連結法人税個別帰属額(98)					87				
第76連結法人税個別帰属額(99)					88				
第77連結法人税個別帰属額(100)					89				
第78連結法人税個別帰属額(101)					90				
第79連結法人税個別帰属額(102)					91				
第80連結法人税個別帰属額(103)					92				
第81連結法人税個別帰属額(104)					93				
第82連結法人税個別帰属額(105)					94				
第83連結法人税個別帰属額(106)					95				
第84連結法人税個別帰属額(107)					96				
第85連結法人税個別帰属額(108)					97				
第86連結法人税個別帰属額(109)					98				
第87連結法人税個別帰属額(110)					99				
第88連結法人税個別帰属額(111)					100				
第89連結法人税個別帰属額(112)					101				
第90連結法人税個別帰属額(113)					102				
第91連結法人税個別帰属額(114)					103				
第92連結法人税個別帰属額(115)					104				
第93連結法人税個別帰属額(116)					105				
第94連結法人税個別帰属額(117)					106				
第95連結法人税個別帰属額(118)					107				
第96連結法人税個別帰属額(119)					108				
第97連結法人税個別帰属額(120)					109				
第98連結法人税個別帰属額(121)					110				
第99連結法人税個別帰属額(122)					111				
第100連結法人税個別帰属額(123)					112				
第101連結法人税個別帰属額(124)					113				
第102連結法人税個別帰属額(125)					114				
第103連結法人税個別帰属額(126)					115				
第104連結法人税個別帰属額(127)					116				
第105連結法人税個別帰属額(128)					117				
第106連結法人税個別帰属額(129)					118				
第107連結法人税個別帰属額(130)					119				
第108連結法人税個別帰属額(131)					120				
第109連結法人税個別帰属額(132)					121				
第110連結法人税個別帰属額(133)					122				
第111連結法人税個別帰属額(134)					123				
第112連結法人税個別帰属額(135)					124				
第113連結法人税個別帰属額(136)					125				
第114連結法人税個別帰属額(137)					126				
第115連結法人税個別帰属額(138)					127				
第116連結法人税個別帰属額(139)					128				
第117連結法人税個別帰属額(140)					129				
第118連結法人税個別帰属額(141)					130				
第119連結法人税個別帰属額(142)					131				
第120連結法人税個別帰属額(143)					132				
第121連結法人税個別帰属額(144)					133				
第122連結法人税個別帰属額(145)					134				
第123連結法人税個別帰属額(146)					135				
第124連結法人税個別帰属額(147)					136				
第125連結法人税個別帰属額(148)					137				
第126連結法人税個別帰属額(149)					138				
第127連結法人税個別帰属額(150)					139				
第128連結法人税個別帰属額(151)					140				
第129連結法人税個別帰属額(152)					141				
第130連結法人税個別帰属額(153)					142				
第131連結法人税個別帰属額(154)					143				
第132連結法人税個別帰属額(155)					144				
第133連結法人税個別帰属額(156)					145				
第134連結法人税個別帰属額(157)					146				
第135連結法人税個別帰属額(158)					147				
第136連結法人税個別帰属額(159)					148				
第137連結法人税個別帰属額(160)					149				
第138連結法人税個別帰属額(161)					150				
第139連結法人税個別帰属額(162)					151				
第140連結法人税個別帰属額(163)					152				
第141連結法人税個別帰属額(164)					153				
第142連結法人税個別帰属額(165)					154				
第143連結法人税個別帰属額(166)					155				
第144連結法人税個別帰属額(167)					156				
第145連結法人税個別帰属額(168)					157				
第146連結法人税個別帰属額(169)					158				
第147連結法人税個別帰属額(170)					159				
第148連結法人税個別帰属額(171)					160				
第149連結法人税個別帰属額(172)					161				
第150連結法人税個別帰属額(173)					162				
第151連結法人税個別帰属額(174)					163				
第152連結法人税個別帰属額(175)					164				
第153連結法人税個別帰属額(176)					165				
第154連結法人税個別帰属額(177)					166				
第155連結法人税個別帰属額(178)					167				
第156連結法人税個別帰属額(179)					168				
第157連結法人税個別帰属額(180)					169				
第158連結法人税個別帰属額(181)					170				
第159連結法人税個別帰属額(182)					171				
第160連結法人税個別帰属額(183)					172				
第161連結法人税個別帰属額(184)					173				
第162連結法人税個別帰属額(185)					174				
第163連結法人税個別帰属額(186)					175				
第164連結法人税個別帰属額(187)					176				
第165連結法人税個別帰属額(188)					177				
第166連結法人税個別帰属額(189)					178				
第167連結法人税個別帰属額(190)					179				
第168連結法人税個別帰属額(191)					180				
第169連結法人税個別帰属額(192)					181				
第170連結法人税個別帰属額(193)					182				
第171連結法人税個別帰属額(194)					183				
第172連結法人税個別帰属額(195)					184				
第173連結法人税個別帰属額(196)					185				

(198-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分)
(平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用)

(198-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分)
(新 設)

平成 年 月 日
税務署長殿

所在地
電話()

法人番号

代表者
住所

代表者
氏名及び
親続

事業種目

経営責任者
自署押印

旧所在地及び
旧法人名

添付書類
貸借対照表、損益計算書、
株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、
勘定科目内説明書、事業
概況書、組織再編成に
係る契約書等の写し、繰
越再編成に係る移転資産
等の明細書

個別帰属
一連番号

連結グループ
整理番号

整理番号

連結事業年度
(至)

売上金額

報告年月日

申告区分
序番
同番
調整区分

通信日付印
確認印
年 月 日

年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の
申告に係る届出書

専任以降
送付票
税理士法第30条
の書面提出有

個別所得金額又は 個別欠損金額 {イ}+{ロ}	10 十 萬 百 万 千 円	11 連結欠損金の繰戻しに よる戻付金の個別帰属額	10 十 萬 百 万 千 円
{イ}	1	11	
{ロ}	2	12 連結法人税個別帰属額 {ロ}-(11)	12
算出連結法人税額(第24条)	3	13 この個別所得金額又は 個別欠損金額	13
算出連結法人税額(第24条)	4	14 この個別所得金額又は 個別欠損金額	14
算出連結法人税額(第24条)	5	15 この個別所得金額又は 個別欠損金額	15
算出連結法人税額(第24条)	6	16 この個別所得金額又は 個別欠損金額	16
算出連結法人税額(第24条)	7	17 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	17
算出連結法人税額(第24条)	8	18 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	18
算出連結法人税額(第24条)	9	19 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	19
算出連結法人税額(第24条)	10	20 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	20
算出連結法人税額(第24条)	21	21 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	21
算出連結法人税額(第24条)	22	22 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	22
算出連結法人税額(第24条)	23	23 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	23
算出連結法人税額(第24条)	24	24 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	24
算出連結法人税額(第24条)	25	25 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	25
算出連結法人税額(第24条)	26	26 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	26
算出連結法人税額(第24条)	27	27 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	27
算出連結法人税額(第24条)	28	28 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	28
算出連結法人税額(第24条)	29	29 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	29
算出連結法人税額(第24条)	30	30 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	30
算出連結法人税額(第24条)	31	31 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	31
算出連結法人税額(第24条)	32	32 連結法人税個別帰属額の 調整額(第24条第2項第2号)	32

決算確定の日 平成 年 月 日

税理士
署名押印

改 正 後	改 正 前
(198-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (平成 28 年 1 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項《連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 ⑧ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 ⑨ 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(198-3 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (新 設)

改

正

後

(199 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)
(平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用)

個

平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	個別帰属一連番号
所在地	電話() -	整理番号
連結法人名	経理責任者 自署押印	整理番号
代表者 自署押印	旧所在地及び 旧法人名	売上金額
代表者 住所	添付書類	届出年月日
連結親法人名及び 納税地		申告区分 序番 届出区分

平成 年 月 日

申告に係る届出書

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条の
書面提出者

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	連結欠損金の繰戻し による差付金の 個別帰属額	11
算出連結法人税個別帰属額 (2)	2	連結法人税 個別帰属額 (10) - (11)	12
連結法人税個別帰属額 (4) + (5) + (7)	8	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	31

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……平一十七・四・一以後終了連結事業年度分……平一十六・十・一前開始連結事業年度用

税理士
署名押印

改

正

前

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

個

平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	個別帰属一連番号
所在地	電話() -	整理番号
連結法人名	経理責任者 自署押印	整理番号
代表者 自署押印	旧所在地及び 旧法人名	売上金額
代表者 住所	添付書類	届出年月日
連結親法人名及び 納税地		申告区分 序番 届出区分

平成 年 月 日

申告に係る届出書

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条の
書面提出者

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	連結欠損金の繰戻し による差付金の 個別帰属額	11
算出連結法人税個別帰属額 (2)	2	連結法人税 個別帰属額 (10) - (11)	12
連結法人税個別帰属額 (4) + (5) + (7)	8	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	31

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……平一十六・四・一以後終了連結事業年度分

税理士
署名押印

改 正 後	改 正 前
(199 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結了法人の個別帰属額等の届出》の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書